

「京都市地球温暖化対策条例施行規則」 (新旧対照表)

現行	改正案
<p>京都市地球温暖化対策条例施行規則 平成17年3月29日規則第95号</p> <p>(特定排出機器)</p> <p>第9条 条例第24条第1項に規定する別に定める機械器具は、次に掲げるもので未使用のものとする。</p> <p>(2) 省エネルギー令第18条第3号に掲げる<u>蛍光ランプのみを主光源とする照明器具</u></p> <p>附 則 (略) (追加)</p>	<p>京都市地球温暖化対策条例施行規則 平成17年3月29日規則第95号 令和元年5月15日規則第4号</p> <p>(特定排出機器)</p> <p>第9条 条例第24条第1項に規定する別に定める機械器具は、次に掲げるもので未使用のものとする。</p> <p>(2) 省エネルギー令第18条第3号に掲げる<u>照明器具（蛍光ランプのみを主光源とするものに限る。）</u></p> <p>附 則 (略) 附 則（令和元年5月15日規則第4号） この規則は、公布の日から施行する。</p>